

資料

鹿児島県の農村地域における男女共同 参画推進のあり方に関する研究

—始良地域における男女共同参画推進のためのマニュアル作成—

基山淳子・天野寛子

はじめに

国は、男女共同参画社会の実現にむけて1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、2000年には「男女共同参画基本計画」（以下基本計画と略す）を策定し、2005年度末までに実施する具体的施策の内容を示した。都道府県では「男女共同参画基本計画」を参考に、計画を策定することが求められており、市町村においては、「男女共同参画基本計画」や都道府県の計画を参考に、計画を策定することが期待されている。農林水産省では、1999年に「食料・農業・農村基本法」を制定し、同年「農山漁村男女共同参画推進指針」を示している。以上のような国の動きを受けて、各都道府県の農業関連部署では各農業改良普及センターを事実上の主要な男女共同参画推進実施機関として農業における男女共同参画を推進している。農業改良普及センターに所属する普及員は、家族経営協定や女性起業等の施策を通して男女共同参画を推進する最先端に位置付けられ、地域の実態に即して男女共同参画推進活動を展開することになるが、その場合の活動の位置づけ、意義、他の事業との関連、課題、波及的問題、効果等について、普及関係者や農業者リーダーに説明し、理解を共有する資料となるものが、マニュアルである。男女共同参画社会に対するイメージは行政においても農業者においても共通イメージがなく、手探り状態である中で、マニュアル化することによって不安や疑心暗鬼が取り除かれる効果もある。

本研究においては、鹿児島県の男女共同参画社会の現状と始良農業改良普及センター管内の市町村において、どのように男女共同参画が推進されてきているかを示し、①女性が農業経営や生活経営に参画するときの家族員の協力方法と、②推進リーダーが農村地域における男女共同参画社会を推進するための具体的な取り組み方法の2点についてまとめることとする。

1. 鹿児島県の男女共同参画社会関連施策

鹿児島県においては、1999年に「かごしまハーモニープラン」を策定、同年4月、知事を本部長とする「鹿児島県男女共同参画推進本部」を設置、同年6月、「かごしまハーモ

ニープラン推進懇話会」を設置、2000年2月に「女性委員の登用促進要領」を制定、2001年3月に策定した「21世紀かごしま総合計画」において、2010年度の女性委員の登用目標率を35%と定め、2002年1月には、「男女共同参画推進条例」が施行されている。次に、鹿児島県農業分野における男女共同参画施策の動きを見る。県では、1995年に「かごしまの農山漁村きらめく女性ビジョン」を、2001年には「かごしま農業・農村ビジョン21」を策定し、ビジョンの実現に向けて「農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標」を設定し、各団体組織とともに取り組んでいる。

2. 始良農業改良普及センターにおける男女共同参画社会の現状

2-1 始良地域農業・農村の特徴

始良地域は鹿児島県のほぼ中央にあり、国分市及び始良郡の11町からなる。人口は約21万5千人、総世帯88,230世帯、農家戸数は11,371戸で、主業農家12.9%、準主業農家10.6%、副業的農家34.5%、自給的農家42%である(2000年)。作物は、水稻、畜産を中心に野菜、果樹、花き等の園芸作物、茶、葉たばこ等多彩な農業が展開され、観光農園や消費者を対象とした農作業体験や山村留学等が行われ、農村女性を中心とした農産加工グループの活動も活発に行われ、農産加工施設や農産物直売所も整備されつつある。

2-2 始良地域男女共同参画社会推進の取り組み

2-2-1 啓発活動

始良地域農業改良普及センターでは、1998年度から農村女性を対象とした「農村女性きらめき講座」や「なんによ講座」、「さわやかパートナー講座」を開催し、2000—2001年度には、国分市駐在管内において「パートナー創造塾」を開催し、女性の労働に対する適正な評価や、女性の方針決定の場への参画等についての学習を支援してきた。2002年度からは、当農業改良普及センター管内の男女の推進リーダーを対象にした「いきいき実践塾」を開催している。これらの講座を開催することによって、受講生が男女共同参画社会について理解を深め、農業経営や方針決定の場へ参画する意識が高まり、男性、女性とも推進リーダーが育成されてきている。

2-2-2 社会参画への啓発活動

各市町における男女共同参画推進状況については、表1のように行政の男女共同参画社会推進体制が確立してきている市町村と、逆に、進んでいない町とに分かれてきている。担当部署はあるものの、職員が兼務で行っている町もある。また、職員の意識啓発の重要性から、職員を対象とした研修会を開催している。

2-2-3 家族経営協定の締結

家族経営協定農家戸数については、本農業改良普及センター管内の担い手農家717戸(農業所得が各市町が定める基本構想に掲げる所得目標の概ね50%以上であり、経営主の年齢が16歳以上65歳未満の農家)のうち、34戸(うち女性の経営主2戸)でこのうち認定農業者は32人、見直し農家は4戸である。取り決め内容を見ると、経営方針決定や休日、

表1 始良農業改良普及センターにおける各市町の特徴

項目	国分市	加治木町	始良町	蒲生町	溝辺町	横川町	栗野町	吉松町	牧園町	霧島町	準八町	福山町	合計
総人口(人)	53,271	23,367	44,304	7,513	8,728	5,591	8,261	4,566	9,436	5,905	37,324	7,488	215,754
女性人口の割合(%)	50.3	53.9	52.8	53.8	52.0	52.4	52.8	54.4	53.1	53.5	51.8	52.5	52.2
世帯数(戸)	22,575	8,996	17,413	3,472	3,357	2,424	3,345	1,880	4,174	2,397	15,061	3,136	86,230
農家人口(人)	5,204	2,082	3,501	2,057	2,661	1,960	3,320	1,847	2,745	2,034	3,017	2,101	32,529
女性農家人口の割合(%)	51.6	51.1	52.6	51.9	49.3	50.0	50.5	53.0	50.1	51.3	51.9	51.5	51.2
65歳以上の農家人口の割合(%)	39.9	43.4	42.4	43.8	30.0	41.0	34.0	38.8	36.5	32.6	43.7	41.0	38.9
農家戸数(戸)	1,858	808	1,306	809	808	717	1,053	604	879	657	1,122	750	11,371
販売農家													
主業農家の割合(%)	7.9	10.4	5.7	7.9	29.2	13.5	13.8	10.8	17.0	11.9	10.7	16.3	12.9
準主業農家の割合(%)	4.8	11.8	8.8	9.9	13.2	10.2	16.0	13.1	8.6	15.1	3.8	11.3	10.6
副業的農家の割合(%)	27.4	34.2	36.4	36.3	34.2	40.3	39.3	43.4	31.6	30.0	24.2	36.5	34.5
自給的農家の割合(%)	59.9	43.6	49.1	45.9	23.4	36.0	30.9	32.6	42.8	43.1	61.3	35.9	42.0
平成12年度農業相生産額(100万円)													
1位	鶏	1,927	999	米	351	茶(生葉)	639	鶏	474	鶏	843	米	563
2位	米	835	331	肉用牛	136	肉用牛	548	肉用牛	321	肉用牛	288	肉用牛	381
3位	豚	454	肉用牛	113	きゅうり	37	たいこん	245	米	244	豚	291	豚
4位	肉用牛	290	豚	185	豚	28	葉たばこ	206	豚	129	生乳	140	米
5位	茶(生葉)	119	種鶏	146	はちみつ	11	たけのこ	25	鶏	188	生乳	95	茶(生葉)
地域別													
認定農業者(人)	28	14	11	13	88	中間	37	24	40	17	18	26	368
うち女性の認定農業者(人)	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	3	7
家族経営協定農家(戸)	10	1	0	1	7	0	0	1	4	0	7	2	34
男性農業委員(人)	17	14	17	14	13	12	12	12	11	12	13	14	161
割合(%)	85.0	93.3	100.0	100.0	86.7	85.7	80.0	85.7	73.3	86.7	86.7	93.3	88.0
女性農業委員(人)	3	1	0	0	2	2	3	2	4	2	2	1	22
割合(%)	15.0	6.7	0	0	13.3	14.3	20.0	14.3	26.7	14.3	13.3	6.7	12.1
市町議会における男性議員(人)	25	17	21	16	15	12	18	13	18	13	23	14	205
割合(%)	92.6	89.5	87.5	100.0	93.7	92.3	100.0	92.9	100.0	92.9	100.0	100.0	95.1
市町議会における女性議員(人)	2	2	3	0	1	1	0	1	0	1	0	0	11
割合(%)	7.4	10.5	12.5	0	6.3	7.7	0	7.1	0	7.1	0	0	4.9
審議会等の女性委員の割合(%)	14.3	20.0	18.2	8.4	7.5	15.7	6.8	7.8	9.3	12.3	15.2	8.8	12.0
平成13年度男女共同参画,女性政策担当窓口設置状況													
男女共同参画担当部署	総務課女性係	総務課総務係	総務課女性政策係	総務課庶務係	企画振興課企画振興係	総務課行政係	企画課企画係	総務課総務係	企画課企画係	企画財政課企画係	企画課女性政策係	総務課庶務係	
条例や規則	○	なし	○	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	○	なし	
町内推進本部等の設置年度	国分市女性政策推進連絡会議	男女共同参画推進委員会	女性政策推進委員会	なし	なし	横川町女性政策推進委員会	なし	なし	なし	なし	準八町男女共同参画推進委員会	なし	
審議会等の女性の登用率の目標	なし	なし	25%	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	H17年度までに25%	なし	
行動計画の策定年度	14年度	なし	12年度	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	13年度	なし	
懇話会等の設置	13年度新懇話会を設置	なし	給与町女性政策推進協議会	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	準八町女性政策懇話会	なし	

参考: 『平成13年度農林水産省統計ポケット要覧』『平成13年度かこしま男女共同参画の状況』より基山淳子作成

労働時間、農業役割分担、労働報酬、経営移譲等の農業経営面は多いが、生活役割分担は少ない。また、扶養や住生活等の生活協定はなく、農業と生活の調和のとれた協定の締結に至っていない（始良地域農業改良普及センター調べ：平成13年度までの協定締結農家のみを記入）。

2-2-4 農業者リーダーの育成

女性農業委員と認定農業者及び家族経営協定の関係についてみると、女性農業委員については、2002年の統一選挙において、13人から22人に増えた。家族経営協定と女性農業委員との関係については、女性農業委員が多い市町が家族経営協定農家も多いとは言えない。女性農業委員は家族経営協定を推進する役割があり、また、家族経営協定農家の94%が認定農業者であることから、今後、女性農業委員と認定農業者との連携が図られ協力体制が確立すると、家族経営協定や男女共同参画社会づくりに向けてのリーダー性が発揮される。

2-3 始良地域における現時点における男女共同参画推進の課題

各市町における男女共同参画社会の取り組みと課題については4つに整理される。第1は、市町によって、男女共同参画社会推進に対して地域差がある、第2は、家族経営協定の推進体制が確立されていないため、家族経営協定農家が少ない、第3は、農業と生活の調和のとれた家族経営協定を取り決めていないことから、女性が農業経営及び生活経営に参画する家族員の協力体制ができていない、第4は、女性農業委員や地域の核となる認定農業者等の推進リーダーの連携不足により、協力体制が整わず男女共同参画ビジョンが波及されない、ということである。本報告のマニュアル作成は、第3、第4の課題である。

3. 始良地域における男女共同参画推進のためのマニュアル作成

3-1 女性農業者が農業経営及び生活経営に主体的に参画するための経営主及び家族員個々の協力体制を引き出すためのマニュアルの作成

家族経営協定のねらいの1つに、女性の農業労働や家事労働が適正に評価され、経営を担う一員として認められ、パートナーシップを発揮するというねらいがあるが、始良農業改良普及センターの家族経営協定農家は34戸であり、多くの女性が農業経営に主体的に参画しているとはいえない。また、生活面における協定事項が少なく、農業と生活の調和のとれた家族経営協定を取り決めていない。そこで、女性が農業経営・生活経営・社会参画において、主体的に活動するためにエンパワーメントし、家族の協力体制をつくりあげていくためのマニュアルの作成が必要とされている。

マニュアル作成に当たっては、最初からはじめるのではなく、①参考文献から学び、②2000年度に、普及員がチームを組み、「女性の経営参画のあり方に関する研究」という課題を解決するために作成した「男女共同参画の形成に向けた普及活動マニュアル」を下敷にして整理しなおし、「女性農業者が農業経営及び生活経営に主体的に参画するための経営主及び家族員個々の協力条件表」を作成した（表2）。

家族を「経営者の妻（目標・現状）」「経営者（夫）」「経営者の父・母」「経営者の後継

表2 女性農業者が農業経営及び生活経営に主体的に参画するための経営主及び家族員個々の協力条件表
前提条件

- (1)平成12年度男女共同参画の形成に向けた普及活動マニュアルの「女性の経営参画のあり方に関する研究」から女性の経営参画する要件を活用する。
- (2)家族労働を主体として個別経営体とし、経営者は男性とする。
- (3)経営参画に生活管理を位置づける。

項目	経営者の妻		経営者(夫)	経営者の父・母	経営者の後継者	女性のエンパワーメント	
	目標	現状					
経営管理	企画・計画	物事がミーティングの場で決定され、自分の意見が言える	物事を決定する時、自分の意見が言えない	<ul style="list-style-type: none"> ・家族全員が話し合いの持てる場づくりをする ・発言しやすい雰囲気づくりを行う ・家族全員の意見を引き出す ・家族全員の合意のもとで物事を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・現代の農業状況を十分取り入れ嫁や人の意見をよく聞く ・自分の意見を言う ・議論し、自分の意見と家族の意見を調整する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の将来を考えながら学んでいく ・家族全員の意見をよく聞く ・自分の意見や夢を主張する ・議論し、自分の意見と家族の意見を調整する 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営や技術知識の習得 ・発言力や実践力の向上
		雇用管理	雇用者の手配と配置ができる	雇用者の手配ができず、指示もできない	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の情報を共有できるようにする ・雇用者の作業内容について妻に教える ・雇用者の作業状況や作業環境について妻に教える 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の情報を与える ・雇用者の作業内容について嫁に教える ・雇用者の作業状況や作業環境について嫁に教える 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者の情報を共有する ・雇用者の作業状況や作業環境について母に教える
	労務管理		就業条件のバランスがとれている	性別役割分業になっている。女性の労働負担が大きい。家事労働時間が女性の方が長い	<ul style="list-style-type: none"> ・農業労働時間と家事労働時間を見直し、平等にする ・就業条件(労働時間、休憩時間、休日、安全衛生、作業環境等)を見直す ・家事を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や家族の農業労働時間と家事労働時間について考えてみる ・就業条件について理解し、家族が休日や休憩がとれるように歩みよる ・家事を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分業にならないように学んでいく ・就業条件がよくなるよう自分も主張していく ・家事を行う
		財務管理	簿記記載結果の診断分析ができ借入金等財産面を把握している	簿記記載はできるが診断分析ができず、経営内容を全部把握していない	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンで管理できるようになる ・経営診断、分析方法を妻に教える ・資産や負債の状況について話し合いの場をつくる ・資産や負債の状況を妻に教える ・経営計画を一緒に立てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンで管理できるようになる ・資産や負債の状況について話し合う必要があることを理解する ・資産や負債の状況を嫁に教える 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンで管理できるようになる ・簿記記載や経営診断、分析方法を学ぶ
	販売管理		価格の決定権利や販売方法の交渉ができる	生産原価方法を知らない販売交渉ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・生産物の価格や流通状況の情報を妻に教える ・生産原価の出し方を妻に教える ・妻に販売交渉のアドバイスをする ・市場等の出荷先に妻と一緒にいく 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産物の価格や流通状況の情報を嫁に教える ・嫁に販売交渉のアドバイスをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産物の価格や流通状況の情報を共有する ・ブランド化の企画を考える
		生産管理	栽培の総合的な流れを把握し作業の段取り等判断ができる	栽培の流れを把握していない必要な資材の注文・発注ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培方法、段取りを妻に教える ・資材購入の時期、必要量について妻に教える ・発注先について妻にアドバイスをする ・栽培計画を一緒に立てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培方法、段取りを嫁に教える ・発注先について嫁にアドバイスをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培方法、段取りについて学ぶ ・資材購入の時期、必要量について学ぶ ・新技術について情報を得る
	情報管理		情報の選択と発信活用・加工ができる	情報の選択と加工ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやインターネット等が使えるようになる ・情報を共有できるようにする ・収集した情報を妻に提供する ・妻に研究会に積極的に参加してもらい情報を得たり、加工方法を勉強してもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやインターネット等が使えるようになる ・収集した情報を与える ・研修会は労働時間であるという意識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやインターネット等が使えるようになる ・情報を共有する ・研修会は労働時間であるという意識を持つ
		生活管理	地域や公的機関に対して自分の意見が言え、リーダーとして女性の意見集約と提言ができる	地域や公的機関に対して自分の意見が言えない	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情報や地域情報を妻に提供する ・社会参画するために、農作業や家事作業の計画をたてる ・農作業や家事作業を積極的に行う ・家庭でも意見交換の場を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情報や地域情報を嫁に提供する ・農作業や家事作業を積極的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情報を提供する ・農作業や家事作業を積極的に行う ・自分も社会参画する

項目	経営者の妻		経営者(夫)	経営者の父・母	経営者の後継者	女性のエンパワーメント	
	目標	現状					
生活管理	家族関係	家族の合意に基づいたルールづくりがなされている	<ul style="list-style-type: none"> 家族団らん場を設ける 家族が何でもいえる雰囲気づくりに心がける 家族の意見を引き出す 家族経営協定について家族に理解させ、取り入れる 家族全員の合意のもとにルールをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 家族が何でもいえる雰囲気づくりに心がける 人の意見をよく聞く 自分の意見を言う 家族経営協定について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 人の意見をよく聞く 自分の意見を言う 家族経営協定について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定やパートナーシップ経営の学習 	
	生活技術・家事	全員ができるようになる	<ul style="list-style-type: none"> 全員ができるようにリードする 実践する 	<ul style="list-style-type: none"> 全員が生活技術や家事ができることを理解する 実践する 若い世代に家庭行事や伝統料理を伝承する 	<ul style="list-style-type: none"> 全員が生活技術や家事ができることを理解する 実践する 家庭行事や伝統料理を次世代にもつなげられるように学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> みんなが実践できるように仕事を分担する 	
	健康管理	農家の特徴を活かした食生活や健康づくりの実践ができる	<ul style="list-style-type: none"> 自給野菜や保存食を活用した食生活ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 自給野菜、保存食づくりに努める 調理作業の実践 定期検診を家族に受診してもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 自給野菜、保存食づくりに努める 行事食や伝統料理の伝承 調理作業の実践 定期検診の受診 	<ul style="list-style-type: none"> 料理レシピを収集し提供する 自給野菜、保存食づくりに努める 調理作業の実践 定期検診の受診 	<ul style="list-style-type: none"> 農家の特長をいかした食生活の実践 健康づくりの実践
	家計管理	家計費と農業経営費の分離や資産管理ができる	<ul style="list-style-type: none"> 家計費の把握はできていない 農業経営費の把握ができていない 	<ul style="list-style-type: none"> 資産や負債の状況について話し合う場づくりを行う 資産や負債の状況を妻に教える 農家経済の総括的把握について妻に教える 家計計画を一緒に立てる 	<ul style="list-style-type: none"> 資産や負債の状況について話し合う必要があることを理解する 資産や負債の状況を嫁に教える(経営移譲されてはじめて負債があったことを知る状態をなくす) 	<ul style="list-style-type: none"> 家計簿を記帳、診断、分析してみる 	<ul style="list-style-type: none"> 予算生活の立て方の習得 資産管理技術の習得 家計移譲に関わる知識の習得
	生活設計・時間管理	生活設計に基づいた計画的な生活の実践と効果的な時間管理・自己能力の開発ができる	<ul style="list-style-type: none"> 生活設計は立てているが家族で話し合っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の話し合いの場を設ける 家族のそれぞれの目標を聞き出す 目標を基に生活設計を見直す 家族一人一人が平等な時間になるように見直す 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の目標を言う 老後の保障について考えてもらう 家族一人一人が平等な生活時間であることを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の将来の目標を言う 経営移譲について考えてもらう 家族一人一人が平等な生活時間であることを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 営農生活設計の樹立、実践 計画に基づいた時間管理の実践

(基山淳子作成)

者」に分け、女性農業者のこれからの学習として「女性のエンパワーメント」を考案した。項目は「経営管理」「生活管理」「企画・計画」「雇用・労務管理」「財務管理」「販売管理」「生産管理」「情報管理」「社会参画」「家族関係」「生活技術・家事」「健康管理」「家計管理」「生活設計・時間管理」の12項目に分け、それぞれの欄に具体的な行動を例示した。「生活技術・家事」の項目を新たに起こし、女性だけでなく、家族全員の農業経営や生活経営に参画する概念が整理でき、家族全員がエンパワーメントすべきであることが明らかになり、家族全員がエンパワーメントされたうえで協力のにより、農業経営や生活経営をさらに発展させることができるものになっている。

3-2 男性および女性リーダーが男女共同参画社会を推進する場合に使用可能なマニュアルの作成

始良農業改良普及センターでは、1998年度からパートナーシップ推進講座を開催し、地域の核となる認定農業者や女性農業委員等の推進リーダーも年々増加している。しかし、推進リーダーがいるにもかかわらず、男女共同参画がそれほど進んでいない。そこで、推進リーダーを活性化させ、リーダーが主体的に男女共同参画社会づくりを進めることを可能にするためのマニュアル作成が必要となっている。

マニュアル作成に当っては、①参考文献から学び、②2001年度に男女で学ぶ「パートナー創造塾」の受講生が、KJ法を活用して、「地域の男女共同参画社会づくりをすすめるため今後やるべきこと」というテーマで意見交換会を行った時に作成された資料を活用し、③2002年度から始良農業改良普及センター管内の男性、女性リーダーを対象とした「いきいき実践塾」のアンケート調査を参考にした。参考にした資料や調査には、「パートナー創造塾」や「いきいき実践塾」の受講生の持っている課題や男女共同参画社会づくりをすすめるための発想が包含されているので、これを分析・整理した。

表頭は「<パートナー創造塾>や<いきいき実践塾>の受講生による意見・感想」「経緯と課題整理」「具体的取り組み方法」の3項目とした。表側は「人権」「男性・女性」「男女共に資質向上」「女性の方針決定の場への参画」「我が家の経営・生活」「組織」「地域」の7つの項目に分け、「具体的な取り組み方法」については、「実践中のこと」と「これから実行すること」に分離して示したものが表3である。

表3 農村における男女共同参画社会づくりをすすめるための推進リーダーの具体的取り組み方法表
(平成13年度パートナー創造塾作成資料及び平成14年度いきいき実践塾アンケートから活用)

項目	「パートナー創造塾」や「いきいき実践塾」の受講生による意見・感想 (KJ法やアンケートによる)	経緯と課題整理	具体的取り組み方法 ☆: 実践中, ★: これから実行すること
① 人権	1 人権・差別=男女の差別は完全になくなっているか 2 男性らしく、女性らしくという固定的な観念にとらわれない	1 男尊女卑の気風が残っている 2 固定的な役割分担、慣習が残っている 3 男女共同参画社会基本法が施行されているがまだまだ地域住民に啓発が足りない	☆1 人権や男女共同参画社会について (1)人権とは、男女共同参画社会とは何かを考える機会や学習会を多く持つ (2)女性の労働負担がヘルパー制度で軽くなった事は権利の問題として自覚する等、人権に関する事例を考え、話し合う ★2 今まで学習してきたことを地域住民に教える ☆3 行政と連携して男女共同参画社会づくりをすすめる ☆4 育児の時から男女平等という意識で育て男女平等のしつけをする
② 男性・女性	1 思考力、発言力をもっともって養って本格的な責任と行動ができる女性を育成する 2 方針決定の場へ参画する時に男性、女性お互いに後押しする 3 女性の労働評価について県・各市町行政を交えた現実的な方法を検討する	1 女性 (1)講座に参加する時は夫や家族に気兼ねしている (2)講座を開催する前は意見を言う女性が少なかった (3)パートナーシップ推進講座等で学習することで女性が力をつけ、発言力や実践力を養ってきている 2 男性 (1)自分が出席する会には気兼ねなくでいく (2)女性が講座に参加することに対して少しずつ理解が広まってきている (3)妻が方針決定の場へ参画希望があれば、本人の意思にまかせる男性が多い (4)自分が役職をすすめられた時、受ける男性もいれば、再三勧められたら受けるという男性もいる 3 女性の労働評価 (1)男性も自分の労働評価について考えたことがない (2)女性が男性より農業労働と家事労働を含めた労働時間が多いことを数字でとらえていない (3)行政も農家も女性の労働評価について考えてこなかった	☆1 研修会等への参加 (1)研修参加の意思をはっきり家族に言い、仕事の段取りをつける (2)研修会で積極的に発言する(必ず1回は意見を言ってみる) (3)男性の会合でも常に男女共同参画社会について話し、男性も女性も平等だという意識をもってもらおう (4)男女が集まる会合や研修に参加し、妻が夫を説得して研修に連れてくる (5)研修に参加した後は家族に研修報告を行う ☆2 行政の講座参加への支援 (1)夫婦で出席する研修会を多く企画してもらおう (2)男性の研修参加については、行政の課長や普及センター所長等に出席の督促をもらう (3)行政の課長や普及センター所長等に男女共同参画社会についてあらゆる所で話してもらい、意識づける 3 方針決定の場への参画 ☆(1)方針決定の場へ参画を勧められた時心構えや準備をしておく ★(2)方針決定の場へ参画希望の人を支援するプロジェクトチームをつくる ★4 行政と女性の農業労働について勉強会の開催 (1)男女とも労働時間及び家事労働時間を記載し話し合ってみる (2)農業労働や家事労働について勉強する (3)プロジェクトチームを結成する (4)改善案を検討する (5)行政には家族経営協定等の推進をさらに行ってもらう (6)パンフレットを作成し、家族や行政、JA等に配布する

項目	「パートナー創造塾」や「いきいき実践塾」の受講生による意見・感想（KJ法やアンケートによる）	経緯と課題整理	具体的取り組み方法 ☆：実践中，★：これから実行すること
③男女共に資質向上	1 どんな小さな集まりでも男女が同席して学習することが大事である 2 受講生以外の農業青年との交流会を行いお互い学ぶ 3 インターネット等を活用し情報を得る 4 男女共同参画社会先進地事例の視察を行う 5 男女共同参画社会になっていない事例をもとに検討会、研修会を行う	1 パートナーシップ推進講座の開催 (1)平成11年度までは、女性だけに講座を開催し、資質向上を図ってきた (2)平成12年度から男性、女性とも一緒に講座を開催しているが、男性の出席が少ない (3)農業青年と家族経営協定や家事労働評価について意見交換を行った (4)農村における男女共同参画先進地事例は行っているが、異業種の先進地事例は行っていない (5)男女共同参画社会の優良事例を中心に学習してきた (6)講座で学習してきているが、まだまだ資質向上したいと考えている 2 インターネットを活用している講座生が増えてきている	☆1 講座や研修の呼びかけ (1)夫婦で出席できるよう計画的に仕事を行う (2)講座参加等には妻が夫にも呼びかける (3)講座生やグループ員同志で声かけを行う 2 講座や研修の内容 ☆(1)スピーチの練習やプレゼンテーションの仕方を勉強する ☆(2)農業青年や他講座生と男女共同参画社会づくりについて意見交換を行う ★(3)異業種の男女共同参画優良事例を視察する ★(4)男女共同参画社会になっていない事例をもとに検討会を行う ・現状や事例を出し合う ・テーマを決め、話し合う ・解決策を考える ・皆でまとめる ☆3 インターネットを活用して、男女共同参画社会等に関する資料を集め、先進地視察の参考としたり、メールで意見交換を行う ★4 行政に人材情報提供システムを作ってもらい登録し、講師や発表者となる
④女性の方針決定の場合の参画	1 女性議員、農業委員等の登用率を向上させる 2 女性が農業委員など方針決定の場へ参画することにしり込みしない 3 女性が団結して女性の市町村議会議員等をだす	1 方針決定の場への参画状況 (1)男性社会が根強く残っている (2)男性女性ともに女性の方針決定の場へ参画することに対する意識が低い (3)鹿児島県の市町村議会議員の女性の割合は平成13年で3.4%、農業委員の女性の割合は平成14年で7.8%である 2 女性の方針決定の場への意欲 (1)講座対象者については、講座を受講することで参画への意識が高まった、始良管内22人の女性農業委員のうち10人がパートナーシップ推進講座受講生である (2)講座を受講していない女性農業者の多くは女性の方針決定の場への参画について考えたこともない 3 女性組織 (1)女性組織がたくさんある 担い手女性グループ、生活研究グループ、JA女性部、女性農業経営士会、農村女性ホームリーダークラブ、起業活動グループ、生活改善さざなみ会等 (2)鹿児島県では県農山漁村女性組織連絡協議会があり、女性農業委員の誕生ということで、県農業会議や議会に意見書を提出し、女性農業委員の数を増やしてきている (3)始良管内では女性組織連絡会はないが県の役員が多数いる	☆1 女性の資質向上 (1)各種研修で学習し、思考力や発言力を養う (2)方針決定の場へ参画している議員や農業委員の話を聞く (3)市町の施策について学ぶ ★2 女性組織 (1)女性組織のネットワークをつくる (2)女性組織に入っていない女性農業者にも男女共同参画社会について話をしていく (3)方針決定参画の勉強会を共同で行う (4)女性が方針決定の場へ立候補する時女性組織がどういった行動をとればいいのか考える(意見書提出、立候補者の宣伝、男性の理解促進) (5)女性組織が団結して女性議員や農業委員をだす (6)後継者の育成を行う ★3 男女ともに支援 (1)男性の理解を得るために男性が女性の方針決定参画を促進する (2)部会や会の役員には必ず女性を入れるなど自分達の会から変える (3)「女性の方針決定参画へむけて」というプロジェクトチームを結成し、女性議員等の数を増やす
⑤我が家の経営・生活	1 男女ともに経営に参画する 2 我が家の家族経営協定の内容がパートナーシップ実現になっているか、確認、見直しをする 3 複式簿記について経営実務と合わせて経営の面からも見ることができるような研修を行う 4 仕事に余裕が持て、所得が上がる農業・林業経営を行う 5 家庭内のパートナーシップを確立し、女性も積極的に外へ出る 6 家事においても男女(とも)に行うべきである 7 家庭での役割分担を具体的に記録する 8 「生活のビジョンを描き、生活設計・計画生活」をパートナーと話し合い、自分の生活の質の向上を図り、豊かさが実感できる 9 趣味や文化的なことに関する学習を行う(花作りや手芸、パソコン、スピーチの練習、フラワーアレンジメント等) 10 幅広く様々な活動を行う(生涯学習教室、生涯スポーツ、生涯グループ)	1 生理的生活時間について問題としていない 2 農業経営において女性の能力が十分発揮されていない 3 家族経営協定を締結しているが、現在の状況にあった見直しを行っていない 4 パソコンを活用した複式簿記研修は行っているが、分析まで至っていない農家もある 5 認定農業者や重点対象農家については、経営改善計画を立て、目標に向かって実践している 6 女性の農業、家事労働の負担が大きく、学習する時間が少ない 7 男性が家事に積極的に参画していない 8 我が家の生活設計の作成、見直しが必要である 9 農業関係以外の様々な活動を行い、地域に貢献したい	★1 農業経営や農家生活の役割分担 (1)作業日誌、生活時間等を記帳する (2)集計を行い、だれが生理的生活時間、農業労働時間、家事労働時間、社会的・文化的生活時間が多いか等を分析する (3)話し合いによってどう分担するか決めるこの時家事労働が女性に片寄らない役割分担とする、生理的生活時間や社会的・文化的生活時間がそれぞれ確保されているか検討する (4)役割分担を基に実践する (5)反省、評価を行う ☆2 女性の能力発揮 (1)家族経営協定でしっかりと役割分担を位置づける (2)女性が「〇〇部門(ex.施設野菜部門)の経営をまかせてほしい」と説得する (3)女性が「同じ部門でもこのハウスはまかせてほしい」と説得する (4)農業労働や家事労働を適正に評価し労働に見合った報酬や収益分配を行う (5)女性名義の資産(土地、出荷物等)を確保する ☆3 家族経営協定の見直し (1)守られているかチェックする (2)守られていない原因は何か話し合う (3)内容の見直し、生活項目を入れ家事作業を分担する (4)協定書を作成する (5)見直し調印、実践をする (6)家族経営協定農家同志の交流会を開催し協定について語る ☆4 経営簿記記帳に基づいて、パソコンで分析し、科学的に経営方針を出せるようにする

項目	「パートナー創造塾」や「いきいき実践塾」の受講生による意見・感想 (KJ法やアンケートによる)	経緯と課題整理	具体的取り組み方法 ☆:実践中, ★:これから実行すること
⑥ 組織	<p>1 組織の活動内容 (1)作物別に夫婦研修を行う (2)受講生の経営訪問を行う (3)活動の成果を冊子にして関係機関に配布する</p> <p>2 水田営農システムに女性オペレーター組織づくりを推進する</p> <p>3 農政研究実行グループへ発展させる</p> <p>4 男女共同参画社会をめざすNPOを立ち上げる</p>	<p>1 受講生はいろいろな作目の経営を行っている</p> <p>2 今までの講座については作目別の研修が開催されていない</p> <p>3 受講生の経営訪問については優良事例研修ということで実施している</p> <p>4 女性が農業機械を操作する機会が少ない</p> <p>5 女性の農業機械士が少ない</p> <p>6 男女で地域の農業を語る組織がない</p> <p>7 講演や発表者として活躍しているリーダーが多い</p> <p>8 リーダーは多いがNPO法人を立ち上げる意思はあまりみられない</p>	<p>★1 講座の内容 (1)作物別に夫婦研修を行い、栽培技術や生活技術についての知識を習得する (2)活動成果集や広報誌を作成する</p> <p>★2 女性オペレーター組織づくり (1)子どもの時から遊びの段階で機械のおもちゃを与える等、機械に慣れさせる (2)農業機械士の免許を取得する (3)農作業中も積極的に機械を扱う (4)家族経営協定の役割分担に自分の役割として入れる (5)農業機械操作の技術に関係機関や農業者に宣伝する (6)農業機械士を取得した女性を集めて勉強会を行う(運営、委託希望者がいるか、機械の規模等) (7)関係機関と連携しながら組織を結成する</p> <p>☆3 今後の農業の方向や施策について行政も入れて話し合う場をつくる</p> <p>★4 男女共同参画社会づくりのNPOの結成 (1)ボランティア活動について考える(講演、発表、家事、育児、介護等について自分が何を今までやってきたか、自分に何ができるか) (2)NPO法人について学習する (3)NPO法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会の事例を活用しながら立ち上げる</p>
⑦ 地域	<p>1 行政関係者に男女共同参画社会の理解をすすめるための活動を行う</p> <p>2 行政に意見を反映させるため、女性グループ等で積極的に意見書を出す</p> <p>3 もっと多くの男女共同参画社会づくりを意識づける啓発が必要である</p> <p>4 創造塾生以外の農家も参画して、共同参画社会づくりについて議論をつみ上げる</p> <p>5 参画社会の学習活動を地域に広げる</p> <p>6 子育て、畑での仕事、商売等々、自分の経験してきたことを今からの若い担い手農家女性に伝える</p> <p>7 長い間の生活研究グループ活動の中で培ってきた食に関する知識・技術をボランティアで高齢者男性料理教室や行事食、高齢者食に生かしている</p> <p>8 広い農地、林業等をフィールドとして提供し、町部の人々に農林業体験、学習の場として利用してもらおう</p>	<p>1 女性施策室等を配置している市町もあるが、ない市町もある</p> <p>2 行政関係者が男女共同参画社会について意識が低い市町もある</p> <p>3 パートナーシップ推進講座を開催し、男女共同参画社会づくりについての学習をすすめている市町がある</p> <p>4 パートナーシップ推進講座には、各市町の農政担当者も参加しているため、行政と連携を図りながらすすめたいと考えている</p> <p>5 地域に帰れば、まだまだ男女共同参画社会への意識が低い</p> <p>6 パートナーシップ推進講座受講生はひとりある農家経営の確立、パートナーシップの確立、女性の方針決定の場への参画推進を目標に学習してきたためリーダーとして自信と誇りがある</p> <p>7 リーダーとしてもっと地域へ男女共同参画社会づくりをすすめたいと考えている</p> <p>8 推進リーダーについては、各種集落や区への会合に出席し、発言しようと思がけている</p> <p>9 組織活動や自分の農業経営について、長年培ってきた知識や技術を波及したい</p> <p>10 海外研修でグリーン・ツーリズムを学習し実現させたい</p> <p>11 農林業体験を通して農業の良さを住民に分かってほしいと考えている</p>	<p>☆1 行政・関係機関との連携 (1)関係機関に対して、普及センター所長に男女共同参画社会の啓発を行ってもらう (2)パートナーシップ講座や男女共同参画社会における大会等に行政も積極的に参加してもらい、意識統一を図る (3)行政に意見を反映させるため、意見書を出す (4)市町の農業政策やマスタープランの進捗状況、男女共同参画の現状について皆で話し合う (5)市町版パートナーシップ推進目標を作成する</p> <p>★2 講座で学習したことや、実践事例を地域に波及 (1)いつ:日常的に行う (2)波及させる対象 農家、地域住民、農業委員、議会議員、行政、JA (3)波及させるチャンス ・農業経営者クラブ研修 ・農業青年クラブ研修 ・担い手女性グループ研修 ・生活研究グループ研修 ・JA女性部研修 ・女性団体研修 ・各種生産部会会合 ・集落、区の会合 ・農業委員定例会 ・PTA会合 ・家族、親戚が集まった時 ・議員や市町長と語る会 (4)どんなふうに波及するか ・自分が経験してきた実践事例を話す講師や事例発表者になる(自分の活動歴をつくらせてみる) 例:家族経営協定実践事例 女性の農業経営参画事例 女性名義の資産形成事例 女性が農業経営等に参画する時の男性の協力事例 方針決定参画事例 料理教室や自分の技術 ・パートナーシップ推進講座の紹介をする ・県の男女共同参画社会の動きを説明する ・寸劇を通してわかりやすく説明する ・男女共同参画社会について意見交換や交流会を行う ・講座で学んだことを市町やJA、農業委員会の会合等で報告する (5)報告会を開催する ・プレゼンテーションの仕方を勉強する ・対象者の反応はどうだったか、質問された事項等をメモしておく ・対象者の反応や質問について話し合う ・対象者の選定や使用資料を整理する</p> <p>☆3 農業・農村の良さをPR (1)グリーン・ツーリズムや農林業体験手法について具体的に学習する</p>

項目	「パートナー創造塾」や「いきいき実践塾」の受講生による意見・感想（KJ法やアンケートによる）	経緯と課題整理	具体的取り組み方法 ☆：実践中，★：これから実行すること
			(2) 営農・生活設計を作成して、グリーン・ツーリズムが実行できるか、家族と十分検討する (3) 家族や行政と連携して、グリーン・ツーリズム（農家民泊、農林業体験等）を実践する (4) ホームページを開設する (5) 農林業体験や学習体験を通して住民が食や農に対してどう思っているかまとめる

(基山淳子作成)

これにより、推進リーダーが男女共同参画を地域にどのように展開すればよいかについて、互いに理解を共有し、具体的に取り組み方法がわかるとともに、現在取り組んでいること、これから取り組むこと等も理解しやすいものになったと思われる。

始良地域において、マニュアルを活用しながら、男女共同参画社会づくりがすすめられるであろうことを期待する。

(* 本研究は2002年11月昭和女子大学女性文化研究所研究会において報告した)

参考文献

- ・天野寛子・伊藤セツ（1999）「日本の女性農業者の生産・再生産領域における無報酬労働の評価に関する研究」平成9年度～平成10年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）研究報告書 課題番号09680057
- ・天野寛子（2001）「日本の農家の家族経営協定における生活協定指標に関する研究」平成11年度～平成12年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）研究報告書 課題番号11680123
- ・天野寛子著（2001）『戦後日本の女性農業者の地位 男女平等の生活文化の創造へ』ドメス出版
- ・飯山市農村女性団体連絡会活動資料（2001）「女性グループの生活・生産活動に関する表彰に関する活動報告書」
- ・大沢真理編集代表（2002）『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法改訂版』ぎょうせい
- ・鹿児島県農政部経営技術課（2000）「家族経営協定をすすめよう」
- ・鹿児島県（2001）「かごしま農業・農村ビジョン21」
- ・鹿児島県（2001）「鹿児島の男女の意識に関する調査」
- ・鹿児島県環境生活部青少年女性課男女共同参画室（2001）「かごしま男女共同参画の状況」
- ・鹿児島県農政部（2002）「鹿児島県農業要覧」
- ・粕谷美砂子（1999）「1995年農業センサスのジェンダー視点からの検討－第2巻農家調査報告書 総括編を用いて－」『生活経営学研究』No.34別冊
- ・粕谷美砂子（2001）「日本の現行政府家計統計における農家家計統計の位置－ジェンダー視点からの検討－」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第27号
- ・粕谷美砂子・伊藤セツ（2002）「ジェンダー視点からみた農業統計再考（その1）」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第29号
- ・九州農政局鹿児島統計情報事務所単人出張所編集、鹿児島農林統計協会始良・伊佐支部発行（2001）「農林水産業統計ポケット要覧（始良・伊佐地区版）」
- ・京都府職員研修所自主研究グループこすもすグループ（2000）「京都府職員研修所自主研究グループ活動報告書 農林水産行政における男女共同参画を進めるために」
- ・財団法人日本女性学習財団（2002）『図説女性と高齢社会－あなたのライフプランニングのため

にー』

- ジェンダー統計研究グループ (GSG)法政大学日本統計研究所 (2002)『ジェンダー統計関係論文等 (日本) 集成』No.2 平成13年度~14年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)(1)) 課題番号13837031
- (社) 農山漁家生活改善研究会浜田陽太郎監修 (1987)『これからの普及活動をどうすすめるか』
- (社) 農山漁村女性・生活活動支援協会発行 農林水産省農産園芸局婦人・生活課監修 (1998)『家族経営協定推進の手引き』
- (社) 農山漁村女性・生活活動支援協会発行 (2001)『パートナーシップ経営をめざして』
- (社) 農山漁村女性・生活活動支援協会 (2001)「農林水産大臣賞受賞グループの活動紹介」『生活研究』Vol.33, No.2
- (社) 農村生活総合研究センター (1999)「生活重視の経営体評価手法」『むらと人とくらし』48
- 全国農業会議所 (2002)「第18回農業委員統一選挙に関する調査結果中間報告」
- 野々山久也編著 (1992)「家族福祉の視点」ミネルヴァ書房
- 横浜市緑政局 (2001)「よこはまゆめ・フォーラム2001」

(もとやま じゅんこ 始良農業改良普及センター技術主査
昭和女子大学女性文化研究所 特別研究員 2002.10.1-11.30)
(あまの ひろこ 昭和女子大学大学院生活機構研究科教授)